

玖谷埋立地拡張整備事業に係る
環境影響を受ける範囲であると
認められる地域

平成 18 年 2 月

広 島 市

「広島市環境影響評価条例」(平成11年 広島市条例30号)第13条第3項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域については、環境影響評価の結果及び実施計画書に対する市民意見や市長意見を踏まえ、以下のとおり定めました。

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質	<p>【建設機械の稼働、埋立作業】 建設機械の稼働および埋立作業に伴う大気質への影響としては、粉じんの飛散が考えられ、環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、環境影響評価の結果から、事業計画地内を環境影響範囲とした。</p> <p>【工事車両等の走行、ごみ収集車等の走行】 工事車両等及びごみ収集車がともに通行する国道54号線については、現状で約21,000台/12時間(昼間)の交通量があるが、これに対し、工事車両よりも多いと見込まれるごみ収集車の運行台数(往復192台/日、埋立期間中)をみても、その寄与率は0.9%程度と少ないため、本事業による影響の程度は小さいと考えられることから、国道54号線は環境影響を受ける範囲外とした。 したがって、事業計画地から国道54号線までの路線(県道177号下佐東線、県道269号今井田緑井線及び安佐北4区440号線)の沿道両側150m¹を環境影響範囲とした。</p>
騒音	<p>【建設作業騒音】 建設作業騒音については、騒音が大きいと推測される建設作業騒音について、事業計画地の敷地境界において73dBとなる作業騒音が、現況の環境騒音(=46dB:権現山遊歩道における環境騒音調査結果)程度になるまで減衰する距離(予測によると約500m)として、事業計画地内及びその周辺500mを環境影響範囲とした。</p> <p>【工事車両等の走行、ごみ収集車等の走行】 大気質と同様に、事業計画地から国道54号線までの路線の沿道両側150m¹を環境影響範囲とした。</p>
振動	<p>【建設作業振動】 建設作業振動については、振動が大きいと推測される建設作業振動について、事業計画地の敷地境界において62dBとなる作業振動が、人間の感覚閾値とされる55dBまで減衰する距離(予測によると約30m)として、事業計画地内及びその周辺50mを環境影響範囲とした。</p> <p>【工事車両等の走行、ごみ収集車等の走行】 大気質と同様に、事業計画地から国道54号線までの路線の沿道両側150m¹を環境影響範囲とした。</p>
悪臭	<p>悪臭については、環境影響評価の結果から、事業計画地の敷地境界及び走行ルートでの臭気指数がいずれも定量下限値未満となるため、事業計画地内を環境影響範囲とした。</p>

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
水質	最終処分場からの浸出水は公共下水道に放流するため、埋立作業に伴う玖谷川等の水質への影響については、事業計画地内を環境影響範囲とした。また、工事中の濁水に伴う玖谷川等の水質への影響が考えられるため、事業計画地内の調整池から玖谷川と太田川の合流地点（合流地点周辺含む）までを環境影響範囲とした。
地下水汚染	地下水汚染については、環境影響評価の結果から、埋立地底部に滞留する浸出水が埋立地内を走る断層や破碎帯を通して当該区域の外に流れることはないことから、事業計画地内を環境影響範囲とした。
土壌汚染	土壌汚染については、埋立地からの廃棄物の飛散による影響が考えられるため、大気質（建設機械の稼働、埋立作業）と同様に、事業計画地内を環境影響範囲とした。
動物	新たに地形を改変する区域は、周辺に残置森林を有する事業計画地内の一部であり、すでに造成されている区域に対する比率も比較的小さいことから、本事業の実施による広範囲な影響が新たに生ずることは考えられないため、中型哺乳類の行動圏をもとに、事業計画地内及びその周辺 200m ² を環境影響範囲とした。
植物	動物と同様に、事業計画地内及びその周辺 200m を環境影響範囲とした。
生態系	周辺の生態系に対する影響は、動物及び植物に対する個別の影響範囲を大きく超えることはないと考えられることから、動物・植物と同様に、事業計画地内及びその周辺 200m を環境影響範囲とした。
景観	事業計画地周辺において事業計画地内を眺望できる場所としては、事業計画地西側のゴルフ場の一部及び事業計画地南側の遊歩道が考えられることから、ゴルフ場の一部及び遊歩道を環境影響範囲とした。
人と自然との触れ合いの活動の場	事業計画地周辺において既に顕在化しているか、または、利用している可能性がある「ふれあい活動の場」としては、事業計画地南側の遊歩道、阿武山西側斜面、権現山北東側斜面が考えられることから、これらの地域を環境影響範囲とした。
廃棄物等	工事に発生する廃棄物（伐採木やコンクリート塊等）は事業計画地内のみで発生するものであり、かつ、これらは適正に処理することから、事業計画地内を環境影響範囲とした。
温室効果ガスなど	温室効果ガスについては、埋立地からメタンガスが発生することから、事業計画地内を環境影響範囲とした。

注： 1：「道路環境影響評価の技術手法」（平成 12 年、（財）道路環境研究所）

2：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、面整備事業環境影響評価研究会）

環境影響を受ける範囲であると認められる地域

本事業の実施により環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、下図のとおりです。

